

2017年6月15日

## 強行採決に抗議し、あくまでも「共謀罪」に反対する

一般社団法人 日本雑誌協会 人権・言論特別委員会  
一般社団法人 日本書籍出版協会 出版の自由と責任に関する委員会

6月15日、「共謀罪」法案（組織的犯罪処罰法改正案）が参議院本会議で可決・成立した。我々が何度も繰り返し指摘し主張してきたように、共謀罪は、犯罪を「計画」した段階から、それを計画した人を罪に問う法律であり、人々の自由な発想を阻害し、「内心の自由」「表現の自由」の妨げになるものである。

共謀罪の対象犯罪は277と幅広く、その中には「組織的強要罪」や「組織的信用毀損・業務妨害罪」「不正競争防止法・営業秘密侵害罪」「児童ポルノ禁止法・提供罪」など、出版や報道の現場へ捜査機関が足を踏み入れる口実に使われかねない犯罪が数多く含まれている。

作家、漫画家、ジャーナリストなど多数の表現者たちも、創作や取材の脅威になると反対の声を挙げてきた。我々、日本雑誌協会、日本書籍出版協会も、閣議決定のあった本年3月21日にいち早く反対の声明を発表し、その後も様々な機会に反対を表明し続けている。

このように多くの市民が懸念する共謀罪の問題点に対して、政府は国会で十分な説明をしたと言えるだろうか。国連特別報告者からも、「計画」「準備行為」の定義が抽象的で恣意的な適用がされかねない点や対象犯罪が幅広すぎる点、プライバシー保護の仕組みがなく表現の自由への過度の制限につながりかねない点などが指摘された。だが、これらにも政府は向き合おうとせず、委員会採決を省略するという異例の本会議採決が強行された。

我々は、十分な議論のないままの採決に抗議し、あくまでも共謀罪に反対する。同時に、今後、共謀罪の恣意的な運用がなされないよう、出版メディアとして厳しく監視を続けていく。

以上